

令和7年度
宇佐市がんばる団体応援事業 募集要項



令和7年3月
宇佐市まちづくり推進課

1. 趣旨

本事業は、宇佐市ががんばる団体応援事業補助金交付要綱に基づき、市民と行政の協働によるまちづくりの推進を図ることを目的に、各種団体が地域の特色を活かしながら、自主的かつ主体的に取り組む創造的な事業に要する経費を補助するものです。

2. 応募資格

応募の資格を有するのは、次に掲げる基準をすべて満たす団体となります。

- (1) 市内に住所または活動の拠点を有すること。
- (2) 一定の規約等を有し、代表者が明らかであること。
- (3) 団体構成員の過半数が市内に住所を有する者であること。

【例】

- ・NPO法人、公益法人、地域づくり団体、ボランティア団体、市民活動団体、地域住民組織、自主防災組織、有志による実行委員会や愛好会など

ただし、以下の団体は除きます。

- (1) 営利を目的とする団体。
- (2) 特定の政治活動または宗教活動を目的とする団体。
- (3) 宇佐市暴力団排除条例（平成23年宇佐市条例第13号）第2条第1項に規定する暴力団、同条第2項に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する団体。

3. 補助対象事業

補助対象団体（上記の応募資格を有する団体）が、市内において不特定多数の市民の利益または社会的な利益の増進に寄与することを目的として行うもので、次の分野のいずれかに該当する事業が補助対象となります。

- (1) 人材育成に関する事業
- (2) 地域間交流に関する事業
- (3) 教養文化活動に関する事業
- (4) 観光振興に関する事業

【例】	
分野	内容
人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知識や技術の修得のため講師を招いて研修会などを実施する事業 ・ リーダーの養成や資質の向上のため講師を招いて講習会やシンポジウムなどを開催する事業 ・ 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する事業
地域間交流	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他地域と生活、文化、産業等の交流を行う地域間交流事業 ・ 招致や派遣により国際性豊かな地域づくりに資することを目的に実施する海外交流事業
教養文化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティの活性化や地域のイメージアップに繋がる事業 ・ 地域の安全活動事業 ・ 健康、医療、福祉の増進を図る事業 ・ 地域の文化振興に関する事業 ・ 社会教育の推進を図る事業 ・ 子どもの健全育成を図る事業 ・ 学術、芸術、スポーツの振興を図る事業 ・ 科学技術、情報化社会の発展を図る事業 ・ 人権の擁護または平和の推進を図る事業 ・ 環境の保全を図る事業
観光振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を生かしたイベント等の研究開発および開催を目的とした事業 ・ 地域の特産品を開発することを目的とした地域特産品開発事業

ただし、以下の事業は除きます。

- (1) 営利を目的とする事業。
- (2) 特定の政治活動または宗教活動を目的とする事業。
- (3) 事業の効果が特定の団体、会員等に限定される事業。

- (4) 補助金の交付を受けようとする年度に、国または地方公共団体から他の制度による助成を受ける事業。
- (5) 過去に通算して2回、本事業や宇佐・高田広域協議会が実施したふるさと市町村圏基金活用事業の制度により補助金の交付を受けた事業。

4. 補助額

補助金の額は、補助対象事業に要した経費から、補助対象外経費及び補助対象事業を行うことによって得られる収入（寄付金、参加料など）を差し引いた団体の負担額の範囲内とします。

上限額は300,000円です。

ただし、負担額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた額が補助額となります。

【例】

- 補助対象事業に要した経費が400,900円、補助対象外経費が100,000円、補助対象事業収入（寄付金、参加料など）が100,000円の場合の補助額
 …400,900円－100,000円－100,000円＝200,900円（※1,000円未満切り捨てのため、補助額は200,000円。）

5. 補助対象経費

補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接必要となる報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、原材料費、備品購入費、負担金とします。

【例】

経費区分	内容
報償費	<ul style="list-style-type: none"> • 報償金、謝金（外部の講師や専門家等による指導、講演、調査、研究に対する費用）
旅費	<ul style="list-style-type: none"> • 交通費、宿泊費（外部の講師や専門家等の招聘に要する費用）
需用費	<ul style="list-style-type: none"> • 消耗品費（文具、啓発用配布物、感染症拡大予防対策用品等の購入に要する費用） • 燃料費（草刈機や発電機等の運転に要する費用）

	<ul style="list-style-type: none"> ・食糧費（熱中症対策を目的に参加者へ配布するドリンク等の購入に要する費用） ・印刷製本費（ポスターやチラシ等の印刷に要する費用）
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・通信運搬費（郵送等に要する費用） ・広告料（新聞、雑誌、テレビ等による広告に要する費用） ・手数料（クリーニング等に要する費用） ・保険料（イベントの傷害保険や賠償責任保険等に要する費用）
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施団体では対応できない専門的な知識や技術が必要な内容の委託に要する費用
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場、設備、機器等の使用やレンタルに要する費用
工事請負費	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施団体では対応できない専門的な知識や技術が必要な内容の工事に要する費用 <p>※ただし、工事を行った設備の耐久年数を目安にして、同程度の期間、申請年度終了後も申請を行った事業に継続的に使用することが見込まれるものに限る。（単年度のみの使用が判明した場合は、補助金の返還の対象になる可能性があります。）</p>
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・木材、砂利等の購入に要する費用 ・調理目的での食材の購入に要する費用
備品購入費	<ul style="list-style-type: none"> ・備品の購入に要する費用 <p>※ただし、購入した備品の耐久年数を目安にして、同程度の期間、申請年度終了後も申請を行った事業に継続的に使用することが見込まれるものに限る。（単年度のみの使用が判明した場合は、補助金の返還の対象になる可能性があります。）</p>
負担金	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の参加や大会の出場等に要する費用

6. 補助対象外経費

補助対象事業の実施に必要な経費であっても、次に掲げる経費は補助の対象となりません。

- (1) 補助対象団体の構成員に支払われる経費
- (2) 補助対象団体の経常的な運営に要する経費
- (3) 交際費に相当する経費
- (4) 事務用機器の購入に係る経費
- (5) 現金、金券、褒賞を目的として配布する賞品並びに景品等に係る経費
- (6) 特定の個人又は団体の利益増進に係る経費
- (7) 補助対象事業の執行上、必要性が低いと判断される経費
- (8) その他市長が適当でないと認める経費

【例】

- 団体構成員に対する賃金、報償費、旅費等
- 団体の運営に要する光熱水費、電話料、通信料、賃料等
- 団体構成員のみの会議や打ち合わせに要する飲食費、会場料等
- 懇親を目的とした飲食費等
- 差し入れ、お土産、饂飩などの交際費とみなされるもの
- パソコン、プリンターなどの事務用機器とみなされるもの
- 領収書の発行者が団体構成員であるもの
- 領収書の発行ができないもの

7. 補助対象期間

補助対象事業は、補助金の交付決定日以降に開始し、令和8年2月末日までに完了してください。3月に実施するイベントなど、2月末日までの完了が難しい事業を計画する場合は、申請時にご相談ください。

交付決定日より前に支払われた経費は補助の対象となりませんので、ご注意ください。

8. 交付申請

申請には、以下の書類が必要です。必ず全ての書類を提出してください。

- (1) 宇佐市がんばる団体応援事業補助金交付申請書（様式第1号）

- (2) 事業計画書（様式第2号）
- (3) 収支予算書（様式第3号）
- (4) 団体等調書（様式第4号）
- (5) 暴力団排除に関する誓約書（様式第5号）
- (6) 申請団体の定款、規約、会則等
- (7) 申請団体の構成員名簿（住所の記載があるもの）
- (8) その他参考資料（※見積書等の提出が必要となる場合があります。）

9. 申請募集期間

申請の募集期間は、令和7年4月1日（火）から令和7年4月30日（水）までです。

なお、同一年度において、申請は1団体あたり1件に限るものとします。

10. 事業実施期間

事業の実施が可能となるのは、交付決定日以降となります。令和7年度の交付決定日は6月上旬を予定しています。

11. 審査の流れ

申請の内容については、団体のプレゼンテーション及び宇佐市がんばる団体応援事業審査委員会のヒアリングによる審査を行います。審査の日程等については、書類の内容確認後、申請団体のみに通知しますので、申請者は必ず出席してください。

プレゼンテーション及びヒアリングは、各団体15分程度（プレゼンテーション5分、ヒアリング10分）です。

12. 交付決定

補助金の交付については、審査終了後、宇佐市がんばる団体応援事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により通知します。

13. 補助事業の変更

補助金の交付決定後、やむを得ず事業内容を変更する必要がある場合は、

速やかにまちづくり推進課コミュニティ係までご連絡ください。

事業完了後、実績報告の段階で、交付決定内容と実際の事業内容に相違が生じている場合は、補助金の交付ができないことがあります。

なお、事業内容の変更により補助事業に要する経費が増額となった場合、補助金の増額申請はできませんので、ご注意ください。

14. 補助事業の中止または廃止

補助金の交付決定後、やむを得ず補助事業を中止または廃止する必要が生じ、交付を辞退する場合は、速やかにまちづくり推進課コミュニティ係までご連絡ください。

15. 実績報告

補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過した日または令和8年3月末日のいずれか早い期日までに以下の書類を提出してください。

- (1) 宇佐市がんばる団体応援事業補助金実績報告書（様式第10号）
- (2) 事業報告書（様式第11号）
- (3) 収支決算書（様式第12号）
- (4) 領収書等の支払いを証する書類の写し
- (5) 記録写真等の実施状況を証する書類
- (6) 宇佐市がんばる団体応援事業補助金交付決定通知書の写し

16. 補助金の請求

補助金は、原則として、補助事業の実績報告により補助金額を確定し、宇佐市がんばる団体応援事業補助金請求書（様式第13号）が提出されたのち、交付します。

17. 補助金の返還

以下のような場合は、交付決定の取消しまたは変更を行い、補助金の全部または一部を返還していただきます。

- (1) 虚偽や不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

- (2) 補助対象事業が申請年度内に完了しなかったとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容や審査委員会が付した条件に違反したとき。
- (4) 交付決定後に補助の対象とならない団体または事業であることが判明したとき。
- (5) その他不適当と認められる事実があったとき。

18. 留意事項

- ・補助事業に関連する資料（作成書類、領収書、記録写真等）は、必要に応じて内容を公表する場合がありますので、事業実施年度の翌年度から5年間（令和12年度末まで）は必ず保存してください。

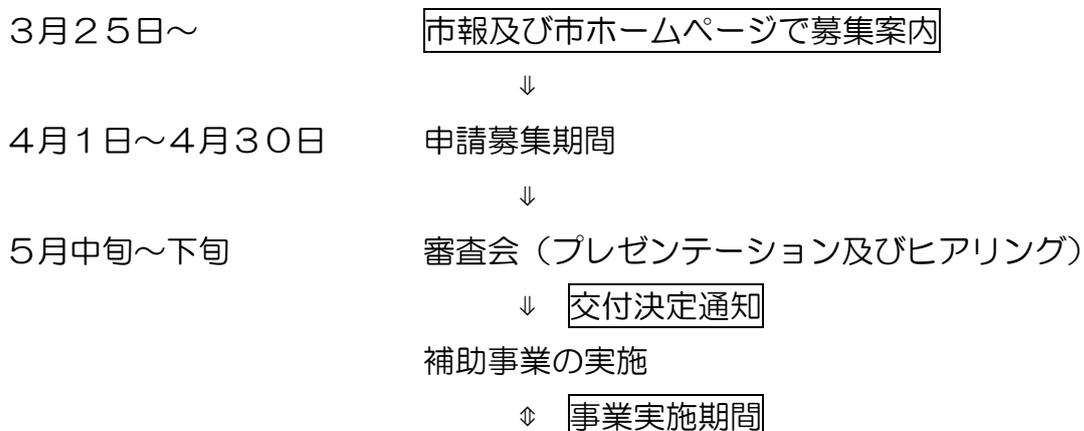
※事業実施年度の翌年度から概ね3年間、必要に応じて活動実績の提出を求める場合があります。

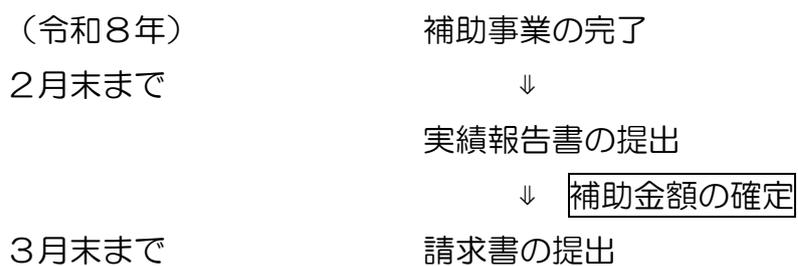
19. その他

- ・ポスターやチラシ等を作成する場合、「この事業は、宇佐市がんばる団体応援事業補助金を活用しています。」と記載するなど、制度の広報表示をお願いします。
- ・補助事業の周知については、市報や市ホームページ等を通じてお知らせすることができますので、積極的にご活用ください。

20. 令和7年度事業スケジュール

（令和7年）





21. 申請先・問い合わせ先

〒879-0492

宇佐市大字上田1030番地の1

宇佐市 総務部 まちづくり推進課コミュニティ係

(Tel : 0978-27-8237)

(Fax : 0978-27-8233)

(E-mail : tiki07@city.usa.lg.jp)